

移動等円滑化取組計画書

2020年6月22日

住 所 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4
事業者名 千葉中央バス株式会社
代表者名 代表取締役 笹尾 充宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

| |
|--|
| <p>(1) 現状の課題</p> <p>一般路線車両については、2024年度までには全てノンステップバスへ代替予定であったものの、コロナ禍による収支状況の悪化に伴い、根本的に計画の見直しをせざるを得ない状況に陥ってしまった。また、中型乗合バスの車椅子2台使用対応車両は2017年度より導入を開始したため、全車両への導入には相当なる時間を要する。</p> <p>(2) 今後の対応方針</p> <p>計画的な車両代替の実施及びお客様より頂く要望の多種多様化への対応策を日々改善し、従業員への教育指導を行う。</p> |
|--|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| ノンステップバス | 2020年度の当初計画では、ノンステップバスへの移行を含め8両代替予定であったが次年度以降に見送る。 |
| 車椅子2台乗車対応バス | 2020年度の当初計画では、車椅子の旅客が2名乗車可能な中型乗合バスを上記8両の内2両を導入予定であったが次年度以降に見送る。 |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|------------------------------------|
| 教育訓練への支援 | 各障害者団体等と協力し、バスへの乗降方法の練習等積極的な支援を行う。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------------------|---|
| ノンステップバス導入率をホームページで公表する | 2020年6月現在、一般路線車両92両中77両(導入率83.7%)がノンステップバスとなっている。 |
| 行先表示の視認性の向上 | 2019年12月以降導入している一般路線車両のLED表示機の表示色を白色にし視認性を高める。 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------|---|
| 定期的な従業員への教育 | 新任乗務員に対しては入社時に、また他の乗務員に対しては1年に1回の乗務員研修時に、車椅子を使用して乗降練習を実施する。 |

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

| |
|---|
| ヘルプカード認知度向上へ向けての運動を推進し、乗務員教育も強化していく必要がある。 |
|---|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|--|----------------|
| 車両 | 2024年度までには全てノンステップバスへの移行を計画していたが、今年度の車両代替を見合わせる。 | コロナ禍による収支状況の悪化 |

V その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。